

みさきこども園 運営規程

改正 平成 30 年 5 月 18 日
令和元年 8 月 21 日
令和 3 年 3 月 29 日
令和 4 年 3 月 31 日
令和 5 年 3 月 31 日

(施設の名称等)

第 1 条 三朝町が設置するこの保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みさきこども園
- (2) 所在地 三朝町大字横手 37 番地 1

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 みさきこども園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三朝町条例第 24 号）その他関係法令・通知等を厳守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第 3 条 当園の認可定員は、115 名とする。

(利用定員)

第 4 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。） 15 名
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号認定子ども」という。） 40 名
- (3) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども 24 名
- (4) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 6 名

(提供する保育等の内容)

第 5 条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第8条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 一時預かり事業
- (5) その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 副園長 3名又は1名（常勤専従）

副園長は、園長を補佐する。

- (3) 主査、主任保育士又は保育士（常勤専従） 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）第10条に規定する基準を満たす人数

ア 主査又は主任保育士は、保育内容について他の保育士を統括する。

イ 保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 調理員 利用乳幼児の状況により2名又は1名（常勤専従）とする。

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（保育を提供する日）

第7条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により、保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。ただし、土曜日を除く。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時15分から16時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により、保育が必要な場合は、7時15分から8時15分まで又は16時15分から19時30分（土曜日は、18時30分）までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第9条 当園の特定教育・保育を利用した保護者又は扶養義務者は、その支給認定を受けた市町村又は三朝町に対し、支給認定を受けた市町村の定める保育料を支払うものとする。

- 2 当園の特定教育・保育を利用した保護者又は扶養義務者（三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により、食事の提供に要する費用の支払を受けることができない者を除く。）は、食事の提供に要する費用（副食に係るものに限る。）として、月額4,500円（町長が別に定める場合にあっては、町長が定める額）を当園に支

払うものとする。

3 時間外保育（延長預かりを含む。）の利用料金は、次の表のとおりとする。

認定区分及び 保育必要量	利用時間 (7:15~8:15)	利用時間 (16:15~18:30)	利用時間 (18:30~19:30)
2・3号 保育標準時間			300円
2・3号 保育短時間	200円	400円	300円
1号 教育標準時間	200円	400円	300円

（利用の開始に関する事項）

第10条 当園に入園するときは、三朝町との利用調整を行わなければならない。

（利用終了に関する事項）

第11条 当園は、次の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 保護者より保育所退所申出書の提出があったとき。
- (3) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (5) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第12条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、町民課、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画などを作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第14条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情対応）

第15条 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

（秘密の保持）

第16条 当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及びその保護者の秘密を保持する。なお、職

員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。